

令和7年11月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和7年第11回）議事録

1. 開催日時 令和7年11月18日（火曜日）午後2時31分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（21名）

1 番 佐 藤 崇	1 4 番 畑 山 留美子
2 番 小 松 健	1 6 番 佐々木 剛
3 番 齋 藤 誠	1 7 番 伊 藤 剛
4 番 庄 司 和 夫	1 8 番 加 藤 三 敏
5 番 佐々木 亨	1 9 番 大 瀧 浪 雄
6 番 伊 藤 直 子	2 0 番 佐々木 純 一
7 番 菅 原 文 克	2 1 番 小 野 晃 一
8 番 板 垣 利 明	2 2 番 豊 島 靖 喜
1 0 番 吉 尾 麻 美	2 3 番 真 坂 和 都
1 1 番 巴 寛	2 4 番 富 樫 公 一
1 2 番 佐 藤 源 樹	

4. 欠席委員（3名）

9 番 三 浦 幸 夫	1 3 番 佐 藤 榮 一
1 5 番 佐 藤 喜 勝	

5. 議事日程第1号 令和7年11月18日（火曜日） 午後2時30分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第 92号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 5. 議案第 93号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件

第 6. 議案第 94号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第 95号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）

第 8. 議案第 96号 農地転用事業計画変更承認の件

第 9. 議案第 97号 農地法第5条第1項の規定に基づく賃借権設定の件

第10. 議案第 98号 農地法第5条第2項の規定に基づく所有権移転の件

第11. 議案第 99号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第12. 議案第100号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	木 内 卓 朗	次 長	齊 藤 政 樹
農政班長	三 保 敦	次長兼農地班長	二 見 真 之
専門員	今 野 政 幸	主 査	小助川 洋

主査（矢島庶務班） 田 口 達 也
主事（由利庶務班） 畠 山 秀
主事（東由利庶務班） 石 渡 穰
主事（鳥海庶務班） 佐 藤 海 士

主任（岩城庶務班） 池 田 健 人
主査（大内庶務班） 佐々木 春 香
主査（西目庶務班） 巴 留美子

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

2 番 小松 健

3 番 齋藤 誠

10. 会議の概要

○議長

これより令和7年11月5日公示招集されました、令和7年第11回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は、委員総数24名中21名であります。

9番三浦幸夫委員、13番佐藤榮一委員、15番佐藤喜勝委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第92号から議案第100号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、2番小松健委員、3番齋藤誠委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第92号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第92号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第92号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第92号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第93号「農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第93号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第93号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第93号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第94号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第94号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第94号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見

ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第94号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第95号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第95号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第95号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第95号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第96号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第96号について、議案書に基づき朗読して変更内容の概要を説明し、今回の申請は、建売住宅の建設及び道路整備にかかる転用期間の変更であること。

今回の申請は、変更後の転用目的は変わらず、変更内容が周辺農地に影響を及ぼさないと認められ、資金計画、立地基準、一般基準からみても承認相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があるため、本総会で承認することに決定した場合は、総会翌日付けで変更承認する旨を説明する。

○議長

議案第96号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第96号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第96号は原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第97号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第97号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第97号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番齋藤誠委員。

○3番・齋藤誠委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第97号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第97号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第97号は申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第98号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件の農地は「地域計画」から除外済みであり、また、秋田県農業会議の意見聴取の必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第98号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番板垣利明委員。

○8番・板垣利明委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第98号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第98号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第98号1番は申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号1番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

次に議案第98号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書に基づき、申請事由、転用事業の概要、申請位置を朗読し、資金計画、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、既に地域計画から除外されており、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象であり、農振除外対象案件でもあるため、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、12月上旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可することになる旨をあわせて説明する。

○議長

議案第98号2番の事務局説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和7年9月、総会議案第86号「由利本荘農業振興地域整備計画変更案に対する意見について」において、すでに報告を受けておりますので、省略いたしま

す。

ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第98号2番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第98号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、12月上旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第99号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木等が繁茂し、山林原野化している状況です。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

○議長

議案第99号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番板垣利明委員。

○8番・板垣利明委員

調査日時並びに調査者を報告し、現地は、長期にわたり耕作された様子はなく、雑草や雑木が繁茂し山林・原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第99号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第99号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにすることに決定いたしました。

○議長

次に、2番について事務局より説明を求めます。

○事務局

申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木等が繁茂し、原野化している状況にあり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第99号2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番佐々木剛委員。

○16番・佐々木剛委員

調査日時並びに調査者を報告し、現地は、長期にわたり耕作された様子はなく、雑草や雑木が繁茂し原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第99号2番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第99号2番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第99号2番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第100号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第100号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について資料に基づき、内容について説明する。

○議長

議案第100号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第100号は、事務局説明のとおり決議することにご異議ございませんか。

んか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第100号は、提案のとおり決議することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時11分)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第 13 条第 1 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

富 樫 公 一

議事録署名委員

小 松 健

議事録署名委員

齋 藤 誠